

別表六の二（九）の記載の仕方

1 比較試験研究費の額の計算に関する明細書

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項若しくは第4項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同条第5項又は第6項第2号の規定により読み替えて適用する場合に限りです。）又は平成31年改正前の措置法（以下「平成31年旧措置法」といいます。）第68条の9第1項若しくは第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合に限りです。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括

弧の中に記載してください（2についても、同じです。）。

2 平均売上金額の計算に関する明細書

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項（同条第3項第2号の規定により読み替えて適用する場合に限りです。）若しくは同条第4項（同条第6項の規定により読み替えて適用する場合に限りです。）又は平成31年旧措置法第68条の9第1項若しくは第3項（これらの規定を同条第5項の規定により読み替えて適用する場合に限りです。）若しくは同条第7項の規定の適用を受ける場合に記載します。